



東京都
省エネ・再エネ住宅
推進プラットフォーム



令和6年度 第1回連絡協議会

令和6年5月17日13:30~15:00
都庁第一本庁舎5階大会議場



令和6年度第1回連絡協議会 次第

- 1 参加者紹介
- 2 都の計画・補助金紹介
- 3 事務局からの連絡
 - ・ 活動予定他
 - ・ 太陽光発電設備（既存集合住宅）の検証報告
- 4 参加者交流

2. 参加団体紹介

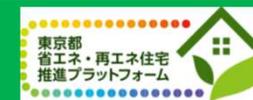


| 区分 | 団体名 (50音順) | 出欠 |
|-----------------------|--------------------------------|--------------|
| 住宅事業者団体 | (一社)住宅生産団体連合会 | ○ |
| | (一社)ZEH推進協議会 | × |
| | (一社)全国住宅産業協会 | ○ |
| | (一社)日本ツーバイフォー建築協会 | ○ |
| | (一社)日本木造住宅産業協会 | ○ |
| | (一社)日本木造分譲住宅協会 | × |
| | (一社)日本モバイル建築協会 | × |
| | (一社)不動産協会 | × |
| | (一社)プレハブ建築協会 | × |
| | リフォーム事業者団体 | (一社)住活協リフォーム |
| (一社)住生活リフォーム推進協会 | | × |
| (一社)住宅リフォーム推進協議会 | | ○ |
| (一社)ステキ信頼リフォーム推進協会 | | ○ |
| (一社)全国古民家再生協会東京支部 | | ○ |
| (公財)東京都防災・建築まちづくりセンター | | ○ |
| 日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 | | × |
| (一社)ベターライフリフォーム協会 | | ○ |
| (一社)マンション計画修繕施工協会 | | ○ |
| (一社)木造住宅塗装リフォーム協会 | | × |
| (一社)リフォームパートナー協議会 | | × |
| (一社)リノベーション協議会 | | × |
| エコ窓普及促進会 | | × |
| (一社)環境共生住宅推進協議会 | | ○ |
| (一社)建築開口部協会 | × | |
| 省エネ・再エネ設備団体 | (一社)ソーラーシステム振興協会 | ○ |
| | (一社)太陽光発電協会 | × |
| | 断熱建材協議会 | × |
| | NPO法人 地中熱利用促進協会 | ○ |
| | NPO法人 電線のない街づくり支援ネットワーク | × |
| | (公財)東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター | ○ |
| | (一社)日本建材・住宅設備産業協会 | ○ |
| | (一社)日本サッシ協会 | ○ |
| | NPO法人 日本外断熱協会 | ○ |
| | (一社)発泡プラスチック建築技術協会 | ○ |
| | (一社)リビングアメニティ協会 | ○ |

| 区分 | 団体名 (50音順) | 出欠 |
|-----------|-------------------|----|
| 地域工務店団体 | (一社)JBN・全国工務店協会 | ○ |
| | 全建総連 東京都連合会 | ○ |
| | 東京都地域住宅生産者協議会 | ○ |
| | (一社)東京都中小建設業協会 | ○ |
| | NPO法人 建築技術支援協会 | ○ |
| 不動産・建築士団体 | (一社)全日本建築士会 | × |
| | (公社)全日本不動産協会東京都本部 | ○ |
| | NPO法人 耐震総合安全機構 | ○ |
| | (一社)東京都建築士事務所協会 | × |
| | (一社)東京都設備設計事務所協会 | × |
| | (公社)東京都宅地建物取引業協会 | × |
| | (公財)日本賃貸住宅管理協会 | ○ |
| | (一社)不動産流通経営協会 | ○ |
| | (一社)マンション管理業協会 | ○ |

49団体 (令和6年4月末現在)
赤字：R5年度から参加

3. 都の計画・補助金紹介



| 分類 | 説明内容 | 説明部局 |
|----------|--|---|
| 新築住宅 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 木材利用ポイント事業（多摩産材等活用） 拡充 ○ 東京ゼロエミ住宅導入促進事業 拡充 ○ 建築物環境報告書制度「設計・施工技術向上支援事業」 継続 ○ 優れた機能性を有する太陽光発電システムの支援 継続 ○ 東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免 継続 | 産業労働局 環境局 主税局 |
| 既存住宅改修等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業 拡充 ○ 優れた機能性を有する太陽光発電システムの支援【再掲】 ○ 賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業 新規 ○ 東京都既存住宅省エネ改修促進事業 継続 ○ 戸建住宅省エネ・再エネアドバイザー事業 新規 ○ 既存マンション省エネ再エネ促進事業 継続 ○ 東京都戸建住宅等耐震化促進事業 拡充 ○ 構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金 ○ 構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金 継続 ○ 木材利用ポイント事業（多摩産材等活用）【再掲】 | 環境局 住宅政策本部 都市整備局 産業労働局 |
| 設備関連 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 太陽光パネルの高度循環利用の推進 拡充 ○ 住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業 拡充 ○ 太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業 継続 ○ 集合住宅における再エネ電気導入促進事業 新規 ○ 充電設備普及促進事業 拡充 ○ マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の運営 拡充 ○ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業【再掲】 | 環境局 |
| 住宅市街地 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 宅地開発無電柱化推進事業 拡充 | 都市整備局 |
| 家電の買い替え等 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント） 拡充 ○ 家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業 継続 | 環境局 |
| プラットフォーム | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京都省エネ再エネ普及促進事業補助金 継続 | 住宅政策本部 |

凡例

新規 令和6年度に新たに開始する事業

拡充 令和6年度に拡充する事業

継続 令和5年度から継続する事業

赤字 本日説明する事業

3. 都の計画・補助金紹介



(1) 新築住宅

国産木材活用の促進（木材利用ポイント事業）

拡充

産業労働局

事業概要

多摩産材及び国産木材を利用し、環境に配慮した住宅の新築または・リフォームをした者に対して、東京の特産物等と交換できるポイントを交付する。

事業内容

○新築戸建て住宅へのポイント交付（令和6年度 拡充）

【要件】

- ・多摩産材を4立法m以上使用していること

【交付ポイント数】

- ・東京ゼロエミ住宅認証を取得（最大90万ポイント）

多摩産材利用量：1立法m当たり12万ポイント 国産木材利用量：1立法m当たり1万5千ポイント

- ・東京ゼロエミ住宅認証 以外（最大60万ポイント）

多摩産材利用量：1立法m当たり8万ポイント 国産木材利用量：1立法m当たり1万ポイント

○リフォームへのポイント交付（令和5年度開始）

【要件】

- ・多摩産材を9平方m以上使用していること
- ・既存住宅における二酸化炭素排出量の削減を目的とした都助成金等を受けている住宅であること

【交付ポイント数】（最大30万ポイント）

多摩産材利用量：1平方m当たり3千ポイント 国産木材利用量：1平方m当たり2千ポイント

○ポイントと交換可能な商品

- ・東京の農畜産物・水産物・伝統工芸品
- ・国産木材製品
- ・東京の森林整備や林業振興に資するサービス等
- ・都内に事業所を有する技能士（左官、畳製作、建具製作）が製作した漆喰等、畳、木製建具のいずれかを対象住宅に施した場合に限り、交付されたポイントの一部を商品券等と交換することができます。

東京ゼロエミ住宅導入促進事業



拡充

環境局

- ▶ 東京の地域特性を踏まえた省エネ性能の高い住宅の普及促進のため、「東京ゼロエミ住宅」を新築する建築主への補助を実施
- ▶ 令和6年10月より、新たな基準（水準A・B・C）に応じた補助額を適用。太陽光発電設備等の再エネ利用設備の設置を要件化
- ▶ 令6年度予算額：251億円
- ▶ 受付期間：現行基準…令和6年4月1日～令和6年12月27日※
新基準 …令和6年10月1日～令和7年3月31日
※令和6年9月30日までに設計確認申請が必要

【東京ゼロエミ住宅に求められる環境性能（新基準）】

| 分類 | | 水準C | 水準B | 水準A |
|-------------------------------------|-------|--------|--------|--------|
| 外皮平均熱貫流率 (単位：W/m ² K) | | 0.60以下 | 0.46以下 | 0.35以下 |
| 国の省エネ基準からの削減率（再エネ除く） | 戸建住宅 | 30%以上 | 40%以上 | 45%以上 |
| | 集合住宅等 | 30%以上 | 35%以上 | 40%以上 |

+ 再エネ利用設備（太陽光発電設備等）を原則設置

| 対象 | 補助額（/戸） | | | |
|-----|-------------|-------|-------|-------|
| 住宅 | ○現行基準 | | | |
| | 区分 | 水準1 | 水準2 | 水準3 |
| | 戸建 | 30万円 | 50万円 | 210万円 |
| | 集合 | 20万円 | 40万円 | 170万円 |
| | ○新基準（10/1～） | | | |
| | 区分 | 水準C | 水準B | 水準A |
| | 戸建 | 40万円 | 160万円 | 240万円 |
| 集合※ | 30万円 | 130万円 | 200万円 | |

※集合住宅等については、全戸が水準C以上であることが条件。また、各戸の水準を認証し、それぞれに応じた助成額を適用

| 対象 | 補助率・額 |
|---------|---|
| 太陽光発電設備 | 12万円/kW（上限：36万円、3.6kW以下） |
| | 10万円/kW（3.6kW超50kW未満） |
| | 機能性PV上乘せ…5万円、2万円又は1万円/kW 陸屋根集合住宅への架台設置上乘せ…上限：20万円/kW |
| 蓄電池 | 3/4（上限：戸当たり19万円/kWhかつ95万円、6.34kWh未満の場合） |
| | 3/4（上限：戸当たり15万円/kWh、6.34kWh以上の場合） |
| V2H | 1/2（上限：50万円） |
| | 太陽光発電設備を設置し、ZEVを所有する場合 10/10（上限：100万円） |

建築物環境報告書制度「設計・施工技術向上支援事業」

継続

環境局

- 令和7年度から施行となる「建築物環境報告書制度」に対応した、**環境性能の高い住宅の設計・施工技術向上に関する取組の支援**として、その経費の一部を助成
- 助成対象者：都内に本店又は支店を有し、都内の新築住宅等で床面積が2千㎡未満のものを供給した実績を有する建物供給事業者のうち、中小企業者等に該当する者
- 予算規模：**5億円**
- 受付期間：**第2回募集 令和6年4月1日（月曜日）から令和6年12月27日（金曜日）まで**

| | |
|----------------|--|
| 助成率 (助成上限額) | 3分の2（最大100万円） |
| 助成対象 | 自社又は提携他社と連携した取組による「建築物環境報告書制度」における義務基準等又は誘導基準等を上回る中小規模特定建築物等の設計及び施工に係る技術向上に資する取組 (例) <ul style="list-style-type: none">・資格取得（太陽光発電の販売・施工、断熱・省エネ施工、エコ住宅アドバイス等）・太陽光発電設備設置住宅の構造計算（又は品確法性能表示計算）、省エネ計算の試行実施・東京ゼロエミ住宅認証、住宅性能表示、省エネ性能表示等の取得の試行実施・環境性能の高い住宅の設計・施工等に関する講習会や研修会への参加・提携他社（他工務店、建築事務所、専門工事店、建材等供給事業者）との勉強会・顧客向け説明会 |
| 助成対象経費 | 外注・委託費、研修等参加・実施費、専門家指導費、賃借費 |

助成活用例

○太陽光発電設備メーカー各社が発行する認定施工IDの取得

現在、外部発注によって太陽光発電設備を設置している事業者や太陽光発電設備を設置していない事業者の皆様が、今後、新たに自社で太陽光発電設備を設置するために必要な認定施工IDの取得経費

○太陽光パネル設置住宅における構造計算の試行実施

2025年の4号特例の見直しを契機に、太陽光発電設備の重量に対応した構造計算の試行的な実施を検討されている事業者の皆様が、構造計算事務所などに試行的に委託するための経費

○省エネ計算の試行実施

2025年の省エネ基準適合義務化を契機に、断熱・省エネ性能の高い住宅を建築することを検討されている事業者の皆様が、省エネ計算の試行的な実施を行う際に、省エネ計算を試行的に委託するための経費

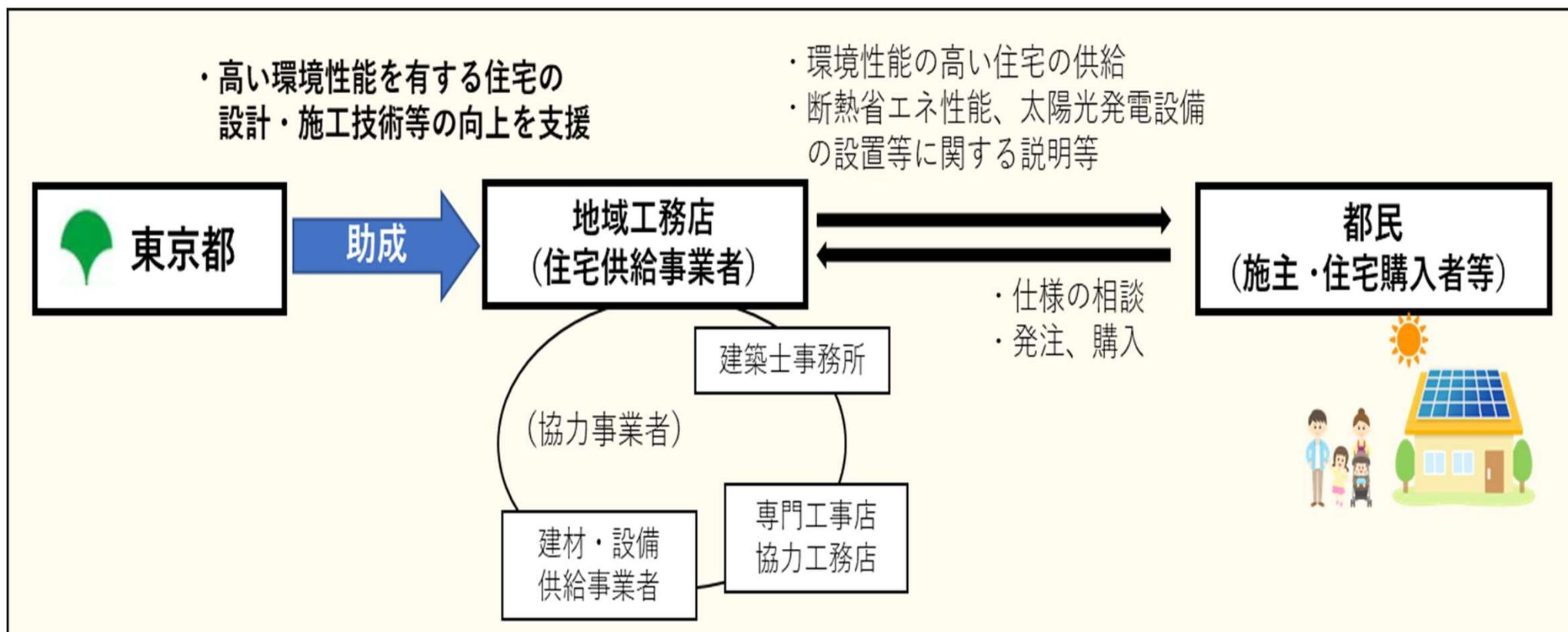
○東京ゼロエミ住宅認証の試行的な取得

東京ゼロエミ住宅の建築を検討されている事業者の皆様が、東京ゼロエミ住宅の認証を試行的に取得する際に、建築士等から技術指導を受けるための経費

○講習会や研修会への参加

メーカー、住宅メディア等が開催する、環境性能の高い住宅の設計・施工等に関する講習会や研修会を受講するための経費

助成のイメージ



優れた機能性を有する太陽光発電システムの支援

継続

環境局

▶ 都市特有の諸課題の解決に資する**機能性を有する住宅用太陽光発電設備の製品を認定（R5認定：19社・131製品）**

※認定に当たっては、規格化された型式を有する製品（市場で入手可能なもの）を対象

▶ 令和5年度以降、**各補助事業において当該認定製品（機能性PV）への上乗せ補助**を実施し、普及を後押し

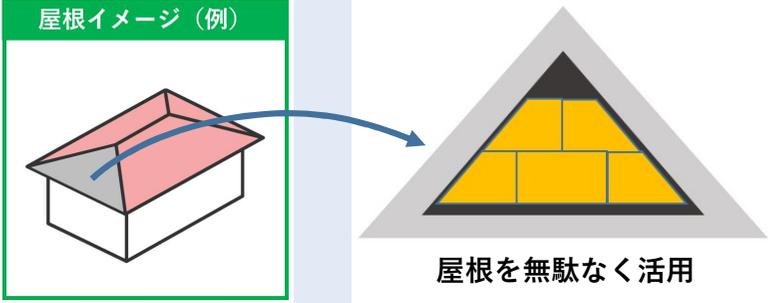
※補助額：**機能性の区分に応じ最大5万円/kW**

東京が有する強みである屋根のポテンシャルを最大限引き出すことで、新制度の円滑な施行に向けた機運の醸成を図りながら再エネ導入拡大を加速

<上乗せ補助対象事業> ※④⑤：令和6年度から

- ① 東京ゼロエミ住宅導入促進事業
- ② 特定供給事業者再エネ設備等設置支援事業
- ③ 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業
- ④ **住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業**
- ⑤ **賃貸住宅における省エネ化・再エネ導入促進事業**

機能性PVの認定イメージ

| 都市特有の諸課題 | 狭小の屋根が多い/建物密集地域が多い | |
|----------|-----------------------------|---|
| カテゴリー | 小型パネル（小面積、多角形等） | 小型パネルの製品例  |
| | 屋根一体形パネル | |
| | 軽量型パネル | |
| | 防眩型パネル （反射光を抑える加工） | |
| | PV出力最適化 （部分影等による出力低下の抑制） | |

東京ゼロエミ住宅の新築に対する不動産取得税の減免

継続

主税局

事業概要

- 2030年カーボンハーフの実現に向け、断熱・省エネ性能の高い東京ゼロエミ住宅の普及を税制面から支援
- 一定の要件を満たす新築の東京ゼロエミ住宅（助成対象のもの）について、**不動産取得税を最大で全額減免**
- 東京ゼロエミ住宅の基準見直しに合わせ、令和6年10月1日以降に設計確認申請を行った住宅について、減免措置を見直し

事業内容

| | 現行 | 見直し後 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|---|---|--|------|---|-----|----|-----|---|-----|---|---|--------------------------------|----|------------------|--|-----|--|----|--|------|-----|--|-----|-----|--|----|-----|--|----|
| 減免対象 | 令和4年4月1日から令和6年9月30日までの間に 「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく 設計確認申請が行われた 新築の東京ゼロエミ住宅の取得 | 令和6年10月1日から令和11年3月31日までの間に 「東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱」に基づく 設計確認申請が行われた 新築の東京ゼロエミ住宅の取得 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減免要件・減免割合 | <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">要件</th><th>減免割合</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="2">①</td><td>水準3</td><td rowspan="2">5割</td></tr><tr><td>水準2</td></tr><tr><td>—</td><td>水準1</td><td>—</td></tr><tr><td>②</td><td>発電出力50kW未満の 太陽光発電システム（※）の設置</td><td>5割</td></tr><tr><td colspan="2">①及び②のいずれにも該当する場合</td><td>10割</td></tr></tbody></table> <p>（※）一定の要件を満たすものに限ります。</p> | 要件 | | 減免割合 | ① | 水準3 | 5割 | 水準2 | — | 水準1 | — | ② | 発電出力50kW未満の 太陽光発電システム（※）の設置 | 5割 | ①及び②のいずれにも該当する場合 | | 10割 | <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">要件</th><th>減免割合</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2">水準A</td><td>10割</td></tr><tr><td colspan="2">水準B</td><td>8割</td></tr><tr><td colspan="2">水準C</td><td>5割</td></tr></tbody></table> | 要件 | | 減免割合 | 水準A | | 10割 | 水準B | | 8割 | 水準C | | 5割 |
| 要件 | | 減免割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ① | 水準3 | 5割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 水準2 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| — | 水準1 | — | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ② | 発電出力50kW未満の 太陽光発電システム（※）の設置 | 5割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ①及び②のいずれにも該当する場合 | | 10割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 要件 | | 減免割合 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水準A | | 10割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水準B | | 8割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 水準C | | 5割 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | 減免対象となる取得は、最初の不動産取得税の課税対象となる取得に限ります。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3. 都の計画・補助金紹介



(2) 既存住宅改修等

1 事業概要

省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、**高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、太陽光発電設備等の設置**に対して補助

2 事業内容

令和6年度は、以下のメニューを新規追加・拡充・見直し予定

①既存住宅における省エネ改修促進事業

【拡充】 壁/床等の断熱改修の上限額を引き上げます。（上限24万円/戸→上限100万円/戸）

【新規】 既存住宅に限り、高断熱浴槽の設置に対する補助を実施します。

②家庭における蓄電池導入促進事業

【拡充】 蓄電池を新規設置時にデマンドレスポンス実証（※）参加を条件に、上乗せ補助します。

※東京都家庭用アグリゲーターと連携して行うデマンドレスポンス（DR）の実証のこと。

詳しくは、[クールネット東京HP](#)（**【家庭用】アグリゲーションビジネス実装事業**）を参照ください

【新規】 既設蓄電池へのIoT機器設置に対し、デマンドレスポンス実証参加を条件に、補助します。

③家庭における太陽光発電導入促進事業

【見直し】 機能性PVの区分を見直しにより、1万円/kWの区分が追加されます。

④全事業共通

【新規】 助成対象設備の設置工事の際、リフォーム瑕疵保険加入に対し補助を実施します。

3 令和6年度補助メニュー一覧

家庭における太陽光発電導入促進事業

1 太陽光発電設備の設置に対して補助します。

| 助成対象 | 種別 | 上限額 |
|---------|------|---|
| 太陽光発電設備 | 新築住宅 | [3.6kW以下の場合] 12万円/kW (上限36万円) [3.6kWを超える場合] 10万円/kW (50kW未満) |
| | 既存住宅 | [3.75kW以下の場合] 15万円/kW (上限45万円) [3.75kWを超える場合] 12万円/kW (50kW未満) |

2 太陽光発電設備の設置に係る経費のうち、以下の経費については上乗せ補助します。令和6年度から機能性PVの区分を見直しました。

| 助成対象 | 上限額 | 要件 |
|--------------------|------------------------------------|---------------------------------------|
| 防水工事 | 18万円/kW (既存集合住宅及び既存戸建住宅) | 陸屋根の既存住宅に太陽光発電システムを設置する際に行ったもの等 |
| 架台設置 | (集合住宅) 20万円/kW (既存戸建住宅) 10万円/kW | 陸屋根の住宅に太陽光発電システムを設置するもの等 |
| 区分見直し 機能性PV | 5万円、2万円 又は1万円 /kW | 優れた機能性を有する太陽光発電システムとして認定された製品を設置するもの等 |

3 既設の太陽光発電のパワーコンディショナの更新について補助します。

| 助成対象 | 助成率 | 上限額 |
|--------------|-----|--------|
| パワーコンディショナ更新 | 1/2 | 10万円/台 |



家庭における蓄電池導入促進事業

蓄電池システムの設置に対して補助します。令和6年度から蓄電池を新規設置の際デマンドレスポンス実証への参加した場合の上乗せ補助、既設蓄電池のIoT機器設置に対する補助も開始します。

| 助成対象 | 助成率 | 上限額 |
|--------------------------|----------------|---|
| 蓄電池システム | 3/4 | [蓄電池容量6.34kWh未満の場合] 19万円/kWh (最大95万円) |
| | | [蓄電池容量6.34kWh以上の場合] 15万円/kWh ※太陽光発電システムが設置されていない場合は上限120万円/戸 |
| | 拡充 10万円 | デマンドレスポンス実証に参加した場合、上乗せ |
| 新規 既設蓄電池へIoT機器の設置 | 1/2 | 上限10万円 ※デマンドレスポンス実証に参加した場合に限る |

既存住宅における省エネ改修促進事業

高断熱窓・ドア・断熱材の設置に加え、令和6年度から高断熱浴槽の設置に対する補助も開始します。

| 助成対象 | 助成率 | 上限額 | 要件 |
|------------------|-----|----------------|---|
| 高断熱窓 | 1/3 | 100万円/戸 | ・1つ以上の居室において、全ての窓について、高断熱窓を設置すること（対象製品に関する要件あり）。 |
| 高断熱ドア | 1/3 | 16万円/戸 | ・高断熱ドアを設置すること（対象製品に関する要件あり）。 |
| 拡充 壁/床等断熱 | 1/3 | 100万円/戸 | ・1つ以上の居室において、外気等に接する全ての部分に断熱材を設置すること（対象製品に関する要件あり）。 |
| 新規 高断熱浴槽 | 1/3 | 9.5万円/戸 | ・ JIS A5532:2011に適合した高断熱浴槽を設置すること。 |

災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業

拡充

環境局

熱と電気の有効利用促進事業

| 助成対象 | 助成率 | 上限額 | 要件 |
|-----------|-----|---------|--|
| 太陽熱利用システム | 1/2 | 55万円/戸 | ・自然循環型（太陽熱温水器）を除く |
| 地中熱利用システム | 3/5 | 180万円/台 | ・クローズドループ型であること ・暖房時エネルギー消費効率（定格 COP値）が3.7以上であること |
| エコキュート等 | 1/3 | 22万円/台 | ・太陽光発電の電力を利用して、日中に沸き上げる機能を有すること |

・太陽光・地中熱利用システムの機器更新に対する補助

| 助成対象 | 助成率 | 上限額 | 要件 |
|-------------------------|-----|----------|-------------------------|
| 太陽熱利用システム 補助熱源機 | 1/2 | 10万円/台 | ・太陽熱利用システムを既に設置している住宅 等 |
| 地中熱利用システム ヒートポンプエアコン | 1/2 | 27.5万円/台 | ・地中熱利用システムを既に設置している住宅 等 |

戸建住宅におけるV2H普及促進事業

| 助成対象 | 助成率 | 上限額 | 要件 |
|------|-------|-------|--------------------------|
| V2H | 1/2 | 50万円 | ・太陽光発電システム及びEV又はPHVが揃う場合 |
| | 10/10 | 100万円 | |

全事業共通の補助項目

令和6年度から災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業の助成対象機器の設置工事の際、リフォーム瑕疵保険への加入に対する補助を実施します。

| 助成対象 | 助成額 | 要件 |
|--|--------|--|
| 新規 補助対象設備の設置工事に伴い、 リフォーム瑕疵保険への加入 | 7,000円 | 実施する工事について、国土交通大臣が指定する住宅瑕疵担保責任保険法人が取り扱うリフォーム瑕疵保険・大規模修繕工事瑕疵保険へ加入すること。 |

4 その他

【補助申請受付開始スケジュール（予定）】

(1) 各事業の要綱、事前申込方法の公開：令和6年5月17日（金）

(2) 事前申込受付開始：令和6年5月31日（金）

(3) 事業及び申請方法説明会：令和6年6月13日（木）・14日（金）予定[web開催]

※ 説明会への申込み方法、開催時間等の詳細は、公社HP等に5月末頃ご案内します

(4) 交付申請兼実績報告 受付開始：令和6年6月28日（金）

※ 令和5年度事業の交付申請兼実績報告の受付は、令和6年5月31日から再開します。

【省エネ再エネ機器等の設置に関する留意点】

機器設置にあたっては、各種ガイドラインを準拠するとともに、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」で定める日常生活の騒音・振動の基準を遵守するようお願いします。また、設置済みの機器についてもガイドライン等を踏まえた適切な対応をお願いします。

既存住宅に太陽光発電設備を設置する場合、新耐震基準等による建物の強度や、屋根の塗装や葺き替えなどメンテナンスの時期等、施主に丁寧な説明を行っていただくようお願いします。

【ガイドライン】

○ヒートポンプ給湯 家庭用ヒートポンプ給湯機の据付けガイドブック（一般社団法人 日本冷凍空調工業会） https://www.jraia.or.jp/product/heatpump/t_guide.html

○太陽光発電設備 太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省） <https://www.env.go.jp/content/900515354.pdf>

【都民の健康と安全を確保する環境に関する条例】

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/guide/security_ordinance/index.html

東京都既存住宅省エネ改修促進事業

継続 住宅政策本部

事業概要

都内既存の集合住宅及び戸建住宅において省エネ診断、省エネ設計に補助（診断、設計は独立して申請可）

事業内容

令和6年度の事業詳細・申請受付期間等は、決まり次第公表いたします。

○補助対象者：住宅の所有者、マンション管理組合等

○補助対象事業：

| | 内容 | 補助率・補助上限額 |
|-------|--|-----------|
| 省エネ診断 | ■省エネ診断に必要な調査費用 ■BELSの評価・認証取得に必要な費用 等 | 調整中 |
| 省エネ設計 | ■省エネ改修に必要な調査・設計・計画に係る費用 ■改修設計についてBELSの評価・認証取得に必要な費用 ■省エネ改修工事の工事監理に係る費用 等 | |

【ポイント】

- **BELSの評価・認証**にかかる費用も補助対象です。**将来の賃貸借や売買時に、省エネ性能を客観的に提示**することが可能になります。
- 省エネ診断・省エネ設計を行うことで、**省エネ性能を把握した上での効果的な省エネ改修につなげる**ことが可能になります。省エネ改修を実施する際には、国・都等の他の改修補助制度をご活用ください。

戸建住宅省エネ・再エネアドバイザー事業

新規

住宅政策本部

事業概要

耐震性を有する戸建住宅等の所有者に対し、既存住宅状況調査技術者の資格を有する建築士を無償で派遣し、省エネ化・再エネ化等のリフォームに関するアドバイスを実施

※令和6年度から、都市整備局・住宅政策本部で連携して、全ての戸建住宅等の所有者に対して、省エネを含めたアドバイスを実施できる体制を構築

耐震性無→都市整備局（東京都戸建住宅等耐震化促進事業・耐震化アドバイザー）

耐震性有→住宅政策本部（本事業）

事業内容

申込受付窓口・申込受付期間等の詳細は、決まり次第公表いたします。

○対象者：戸建住宅等（マンションを除く）の所有者 ※耐震性を有するものに限る

○派遣内容：・リフォームの意向等についてヒアリング

- ・建物の現況確認
- ・建物の現況説明（外装材、仕上げ、設備等）
- ・省エネ化・再エネ化やバリアフリー等のリフォームに関する情報提供（省エネ改修の事例や都が実施する各種補助制度等）

受付・相談等

○申請受付開始

4月8日（月）

○申請受付窓口

東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動
推進センター（クールネット東京）

○相談窓口・専門家の紹介

東京都建築士事務所協会

プラットフォーム補助活用

再エネ

太陽光発電・蓄電池
の導入等

再エネ

電気自動車
充電設備の導入等

太陽光発電電力等の利用により
再エネになります。

省エネ

給水方式・ポンプの変更等

省エネ

サッシ・ガラスの変更等

省エネ

外断熱の施工等

省エネ

エレベーターのリニューアル等

省エネ

照明器具のLED化等

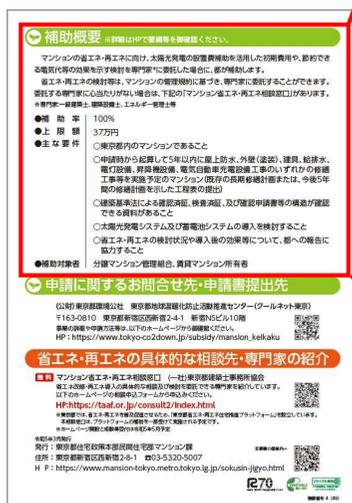
マンションの省エネ・再エネの**初期費用**と**効果**が分かる
検討に**補助※**を行います。

※補助率100% 補助上限額内であれば費用負担はありません。

※専門家に検討を委託する費用の補助となります。



【パンフレット（表）】



【パンフレット（裏）】

補助概要 ※詳細はHPで要綱等を御確認ください。

マンションの省エネ・再エネに向け、太陽光発電の設置費補助を活用した初期費用や、節約できる電気代等の効果を示す検討を専門家※に委託した場合に、都が補助します。

省エネ・再エネの検討等は、マンションの管理規約に基づき、専門家に委託することができます。委託する専門家に心当たりがない場合は、下記の「マンション省エネ・再エネ相談窓口」があります。

※専門家：一級建築士、建築設備士、エネルギー管理士等

- 補助率 100%
- 上限額 37万円
- 主な要件
 - 東京都内のマンションであること
 - 申請時から起算して5年以内に屋上防水、外壁（塗装）、建具、給排水、電灯設備、昇降機設備、電気自動車充電設備工事のいずれかの修繕工事等を実施予定のマンション（既存の長期修繕計画または、今後5年間の修繕計画を示した工程表の提出）
 - 建築基準法による確認済証、検査済証、及び確認申請書等の構造が確認できる資料があること
 - 太陽光発電システム及び蓄電池システムの導入を検討すること
 - 省エネ・再エネの検討状況や導入後の効果等について、都への報告に協力すること
- 補助対象者 分譲マンション管理組合、賃貸マンション所有者

東京都戸建住宅等耐震化促進事業

拡充

都市整備局

助成対象住宅

- ・旧耐震基準で建築された住宅（マンションを除く）
- ・2000年以前に建築された新耐震基準の木造住宅（2階建以下・在来軸組工法）

助成対象者

住宅の所有者

助成窓口

区市町村

助成金額
(拡充は黄セル)

| | 耐震診断 | | 耐震改修 | | 建替・除却 | | 太陽光発電システム加算 | |
|-----|------|---------|----------------|------------------|----------------|------------------|----------------------|--------|
| | 助成率 | 上限額 | 助成率 | 上限額 | 助成率 | 上限額 | 助成率 | 上限額 |
| 旧耐震 | 2/3 | 9.2万円/戸 | 【拡充前】 3/5 | 【拡充前】 150万円/戸 | 【拡充前】 3/5 | 【拡充前】 150万円/戸 | 通常の対象額を 超えた費用の3/5 | 30万円/棟 |
| 新耐震 | | | 【拡充後】 17/30 | 【拡充後】 170万円/戸 | 【拡充後】 17/30 | 【拡充後】 170万円/戸 | | |

・診断は区市町村が無償で行っている場合がある

・区市町村の助成制度によって助成率や上限額などが異なる

拡充事項
(黄セル)

○戸建て住宅の耐震改修等への助成

令和7年度まで、耐震改修、建替にかかる補助上限額を**150万円**から**170万円**に拡大

<例：改修工事費350万円の場合>



東京都戸建住宅等耐震化促進事業

拡充

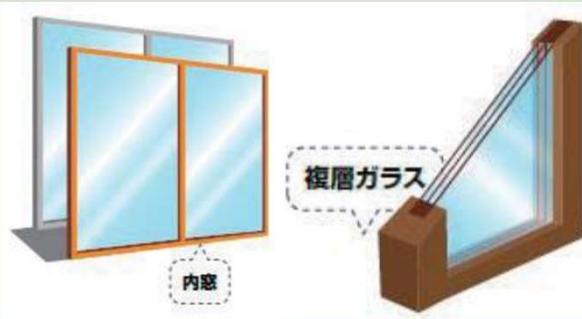
都市整備局

| | | | |
|------|--|------|--------------------------|
| 取組名称 | 戸建て住宅の耐震化アドバイザー制度 | | |
| 対象住宅 | ・旧耐震基準で建築された住宅（マンションを除く） ・2000年以前に建築された新耐震基準の木造住宅（2階建以下・在来軸組工法） | | |
| 対象者 | 対象住宅の所有者 | 助成窓口 | 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター |
| 事業概要 | 所有者が耐震化を進める上での不安等を解消するため、専門的な知識を有する相談員（建築士、弁護士等）を無償で派遣 | | |

【拡充前】
耐震改修に関する相談のみ助言する専門家を派遣

【拡充後】
耐震化に合わせて省エネ・バリアフリー等のリフォームについても情報提供し、住宅の防災性と快適性を向上
⇒省エネ化、バリアフリー化、太陽光等と一体となった耐震化を推進

拡充事項



省エネ化の事例（窓の断熱機能を向上）

太陽光パネル設置例

構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金 構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金

継続

都市整備局

構造木質化に係る大臣認定取得費用補助金

事業概要

- ・構造木質化のため、国産木材を使用する防耐火構造の大臣認定を取得する建築主に対し、認定取得費用の一部を補助
- ・認定書が交付された認定に対し、認定取得費用（建築基準法に定める手数料）の2分の1補助

事業内容

延べ面積1,000㎡以上の建築物に導入する認定が対象

●申請手数料の例

| | |
|---------------|--------|
| 柱(3時間耐火) | …155万円 |
| 梁(3時間耐火) | …161万円 |
| 耐力壁(2時間耐火) | …149万円 |
| ※試験体の作成費用は対象外 | |

大臣認定取得の流れ



構造木質化の推進に係るスプリンクラー設備等設置補助金

事業概要

- ・構造木質化のため、スプリンクラー設備等を設置し内装制限の規定を適用しない建築計画を行う建築主に対し、スプリンクラー設備等設置費の一部を補助
- ・スプリンクラー設備等の設置にかかる費用の2分の1補助（上限2625万円）

事業内容

スプリンクラー設備等を設置することにより、国産木材による構造木質化等が可能となる床面積が合計1,000㎡以上の建築物が対象



スプリンクラー+機械排煙で内装制限の規定を適用しない計画事例

(画像引用) 令和元年度 木造建築技術等先導事業報告書(事例集)
令和3年度 中大規模木造普及シンポジウム 事例報告会

【PRへの協力】プレート設置、HP等での公表、見学会の実施等をお願いします。また、都がHP等で公表するため、財産上の利益や競争上の地位等を不当に害する恐れのない範囲での技術資料、工事費等、5枚以上の建築写真の提供等をお願いします。

【参考】東京都既存非住宅省エネ改修促進事業

継続

都市整備局

事業概要

- ・事務所ビルなどの非住宅で実施する、省エネ診断、省エネ設計、省エネ改修工事に補助
- ・国費を活用した補助制度。区市町村の補助実施体制が整うまで都が直接補助を実施

事業内容

- 対象者：中小企業者、中小企業団体、中小企業等協同組合、個人事業主、学校法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、医療法人
- 補助対象：延べ面積10,000㎡以下の非住宅において、下表の診断・設計・改修を行うもの

| 内容 | | 補助率 | 補助上限額 | |
|----------------|--|-------|--------------|--------------|
| 省エネ診断 省エネ設計 | ■省エネ診断に必要な調査費用 ■BELSの評価・認証を受けるために必要な費用 ■省エネ改修に必要な調査・設計等に係る費用 など | 2 / 3 | — | |
| 省エネ改修 | ■開口部、躯体等の断熱化、設備の効率化に係る工事費用 ・開口部等の断熱化と併せて実施することで設備の効率化に係る工事も補助対象となります。 ・部分改修も補助対象となります。 ・改修後に耐震性が確保されることが必要です。 | 2 3 % | 省エネ基準 レベル | 5,600円/ ㎡ |
| | | | ZEB レベル | 9,600円/ ㎡ |

※診断、設計、改修工事は独立して申請可

3. 都の計画・補助金紹介



(3) 設備関連

太陽光パネルの高度循環利用の推進

拡充

環境局

事業概要

使用済住宅用太陽光パネルのリサイクルルート確立に向けて、リサイクル費用の一部をパネル排出事業者へ補助

事業内容

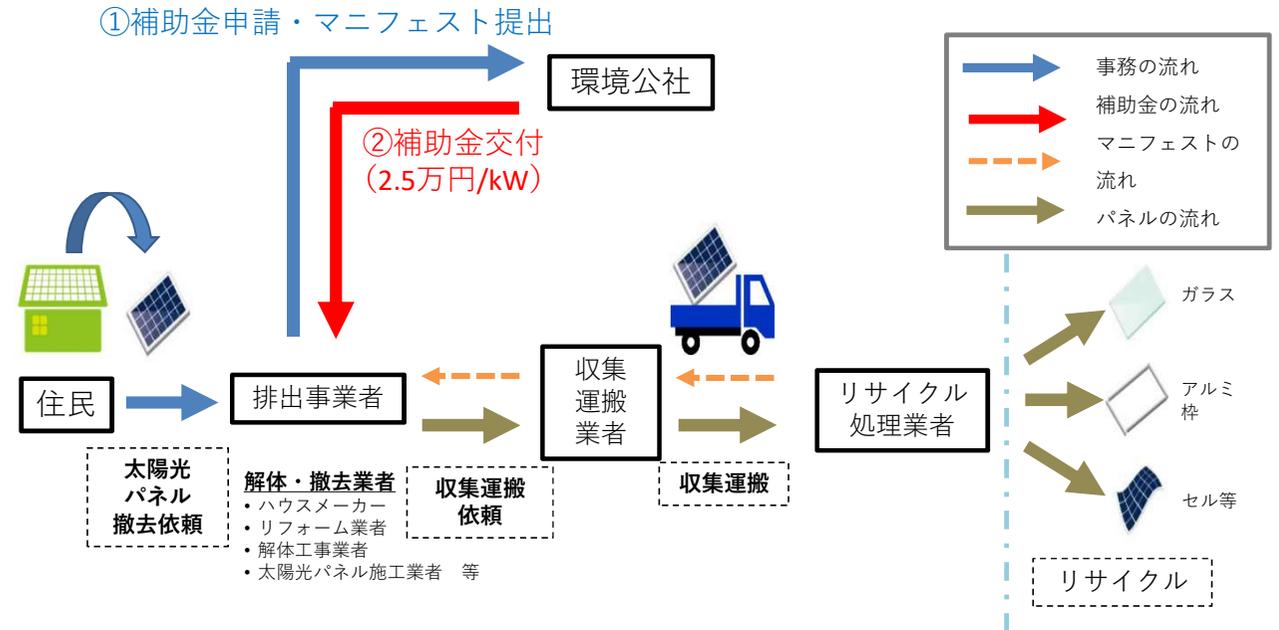
- 補助内容：使用済住宅用太陽光パネルのリサイクル費用の一部
補助対象を発電出力10kw未満（カーポート設置を除く）から発電出力50kw未満（カーポート設置を含む）に拡大
- 補助対象者：住宅用太陽光パネルの撤去及び処分（リサイクル）を行う排出事業者（例：ハウスメーカー、リフォーム業者、解体工事業者、太陽光パネル施工業者など）
- 補助金額：25,000円/kW
- 令和5年5月にリサイクル施設を6施設指定
令和6年度もリサイクル施設の公募を行い追加の指定を実施（予定）
- 受付期間：令和5年6月1日から令和9年9月30日まで

《お問合せ先》

環境局資源循環推進部計画課

電話：03-5388-3593

Mail：S0000635@section.metro.tokyo.jp



住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進の増強事業

拡充

環境局

1 事業概要

リース・電力販売・屋根借り・自己所有モデル等により、初期費用ゼロで太陽光発電設備等を設置する事業者に対して費用を助成し、サービス利用料の低減等を通じて住宅所有者の負担を軽減する。

2 事業内容

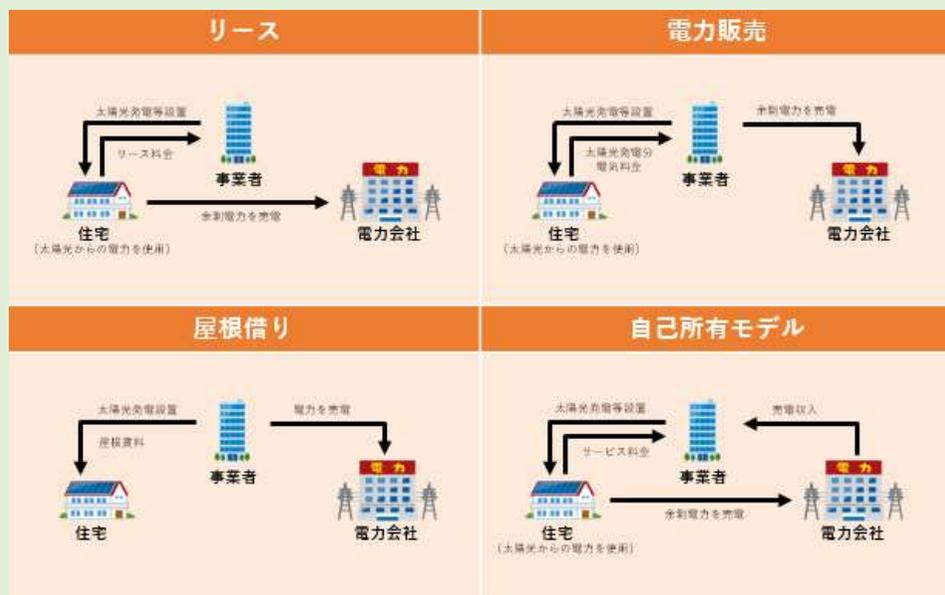
<事業期間>

令和4年度～令和9年度（助成金の交付は令和11年度まで）

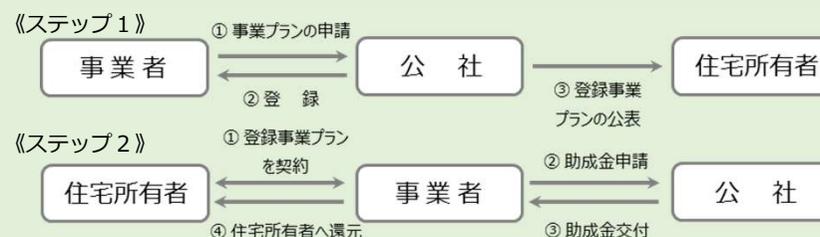
<事業プラン申請・助成金申請受付期間>

令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで

<初期費用ゼロスキーム例>



<事業の流れ>



詳細はこちら↓



<助成額>

| 補助内容 | | 補助率・額 |
|--------------------|----|---|
| 太陽光発電設備 | 新築 | 【3kW以下の場合】 15万円/kW 【3kW超の場合】 10万円/kW ※ 3kWを超え3.6kW以下の場合は一律36万円 |
| | 既築 | 【3kW以下の場合】 18万円/kW 【3kW超の場合】 12万円/kW ※ 3kWを超え3.75kW以下の場合は一律45万円 |
| 蓄電池 | | 【6.34kWh未満の場合】 19万円/kWh ※ 上限95万円 【6.34kWh以上の場合】 15万円/kWh |
| 新規 機能性PV上乘せ | | 機能性の区分に応じ最大5万円/kW |

※低容量の初期費用ゼロサービスの普及促進のため、3kW以下の太陽光発電の助成単価を他の補助制度より増額

太陽光発電及び蓄電池グループ購入促進事業

継続

環境局

1 事業概要

○太陽光発電設備及び蓄電池の導入に係る都民の負担を軽減するため、都と協定を締結する事業者（アイチューザー株式会社）が購入希望者を募集し、**共同購入によるスケールメリットにより購入価格の低減**を可能とする事業を実施

2 事業内容

○募集期間（参加登録期間）

【第1回】令和6年2月14日～8月31日まで

【第2回】令和6年9月1日～令和7年1月31日まで

（参加登録後に届く見積り等を踏まえて契約の判断が可能）

○選択可能なプラン

「太陽光発電設備のみ」、「太陽光発電設備+蓄電池」、「蓄電池のみ」の3つのプランから選択が可能

※太陽光発電設備等のメーカー及び施工事業者は入札により決定するので、製品や施工事業者は指定

○価格低減効果 ※ 価格低減の程度は、状況により変動

令和5年度は、共同購入により設置費用（機器費及び工事費）が想定市場価格から**約2割程度**低減

○その他

本事業で住宅に太陽光発電設備等を設置する方について、**都の補助金を併せて活用可能**

東京都 みんなのうちに太陽光

検索

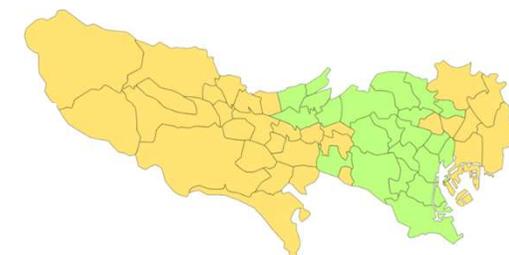
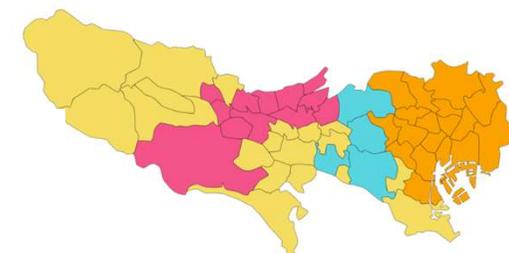
○第1回募集期間の施工事業者（※第2回は別途入札選定予定）

（太陽光パネル） （太陽光パネル+蓄電池）

- ・コストリノベーション(株)（黄）
- ・リケンエナジー(有)（水色）
- ・(株)ライジングコーポレーション（ピンク）
- ・二和電設(株)（オレンジ）

（蓄電池のみ）

- ・コストリノベーション(株)（黄）
- ・リケンエナジー(有)（緑）



コールセンター：0120-723-100

（受付時間 10時から18時まで（土・日・祝日を除く））

集合住宅における再エネ電気導入促進事業

新規

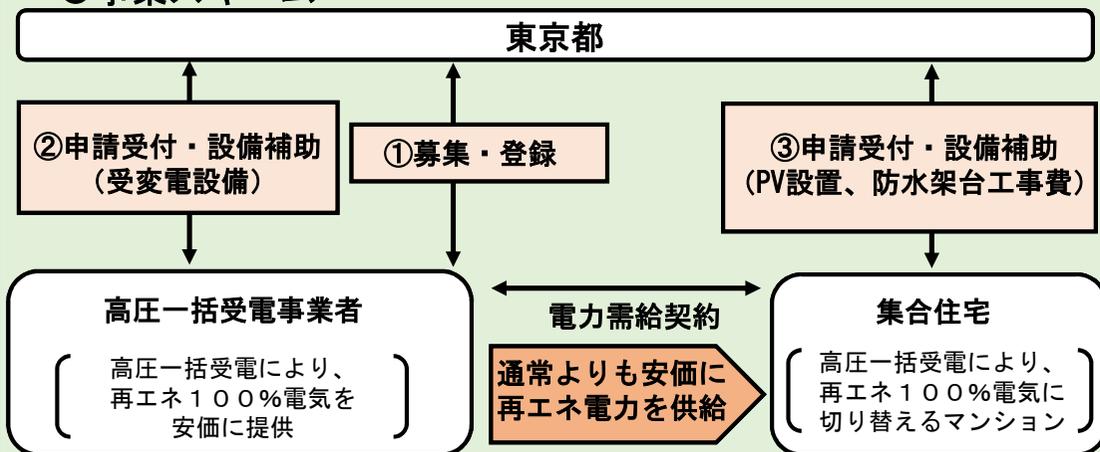
環境局

1 事業概要

○集合住宅における建物全体の再エネ化を推進するため、高圧一括受電による再エネ100%電気の導入を条件に、受変電設備の設置等に係る経費を助成するとともに、さらに太陽光発電設備を設置する場合には上乗せして助成する事業を実施

2 事業内容

○事業スキーム



○事業者登録期間（事業プラン登録含む）

・令和6年4月24日から令和7年2月28日まで

○事業者登録・助成金申請窓口

(公財) 東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/saiene-juhenden-sokusin>

○助成金額・要件

| 助成対象 | 助成単価・助成率 | 上限 | 要件 |
|--------|-------------|--------------------------|--|
| 受変電設備等 | 機器費・工事費の2/3 | 850万円/棟 又は 8.5万円/戸 | ・クール・ネット東京にて登録された高圧一括受電事業者が提供するサービスに係る設備であること ・電気事業法の規定に基づく自家用電気工作物の基準に適合する受変電設備であること 等 |
| PV(既築) | 12万円/kW | 発電出力 50kW未満 | 助成対象となる高圧一括受電契約が締結される集合住宅に導入される設備であること 等 |
| PV(新築) | 10万円/kW | | |
| 架台工事 | 20万円/kW | | 集合住宅の陸屋根への施工に限る 等 |
| 防水工事 | 18万円/kW | | 既存集合住宅の陸屋根への施工に限る 等 |

○助成金申請期間

・令和6年5月下旬から令和7年3月末まで（予定）

03-5990-5159 受付時間 9時から17時まで（土・日・祝日を除く）

充電設備普及促進事業

拡充

環境局

1 事業概要

都内の集合住宅及び既存戸建住宅に電気自動車・プラグインハイブリッド自動車用充電設備を設置する際の経費等を補助。**令和6年度は設置工事費の補助上限額を上げる**とともに、**先行配管等の工事に係る経費等を補助対象に追加**

2 事業内容

| | 助成対象設備等 | 設備購入費 | 設置工事費 | 上乗せ補助等 |
|------|------------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|--|
| 集合住宅 | 超急速充電設備 (出力90kW以上) | 全額 (機種ごとの 上限あり) | 上限1,600万円/基 | 新規 蓄電池付き充電設備 + 上限335万円/基 通信機能付き充電設備 + 上限10万円/基 |
| | 急速充電設備(出力10kW以上) | | 上限6万円/kW or 上限309万円/基 (いずれか低い方) | |
| | 普通充電設備 V2H充放電設備 充電用コンセントスタンド | 半額 (機種ごとの 上限あり) | 上限135万円/基 (1基目) 上限68万円/基 (2基目以降) | 通信機能付き充電設備 + 上限3万円/基 |
| | 充電用コンセント | | 上限95万円/基 (1基目) 上限48万円/基 (2基目以降) | |
| | 新規 | 将来の充電設備設置のための 先行工事 | - | 機械駐車場以外：上限7万円/区画、機械駐車場：上限30万円/区画 |
| | 遠隔制御用 エネルギーマネジメント設備 | | 上限30万円/台 | - |

※合計出力50kW以上の充電設備を導入する場合、受変電設備改修費（機器購入費・設置工事費）を上限435万円まで補助

| | 助成対象設備 | 設備購入費 | 設置工事費 | 要件 |
|--------|--------------------|--------|-----------|-----------------------------|
| 既存戸建住宅 | 普通充電設備 充電用コンセント | 通信機能なし | 25,000円/基 | 太陽光発電の設置 または再エネ100%の電力契約 |
| | 充電用コンセントスタンド | 通信機能付き | 上限30万円/基 | - |

マンション充電設備普及促進に向けた連携協議会の運営

拡充

環境局

1 事業概要

- 令和4年度に創設した充電サービス事業者等で構成する連携協議会を活用し、マンション充電設備の普及促進に向けた各種支援策を展開。

2 事業内容

○マンション充電設備普及促進事業

| 名称 | 補助概要 | 補助対象者 | 補助額 |
|--------------------|--|--------------------------------|--|
| マンション充電設備導入調査経費補助 | 都内マンション管理組合がEV充電設備の設置を検討する際に充電サービス事業者に依頼する調査・提案書作成に係る経費を支援 | 都内マンション管理組合、賃貸住宅オーナー | 最大18万円/件 |
| マンション充電設備ランニング経費補助 | 充電設備を先行的に多数導入し、別途電気の引込工事を行う都内マンションに対し、新たに契約した電気料金（基本料金）を支援 | 都内マンション管理組合、賃貸住宅オーナー、充電サービス事業者 | 最大18万円/年（低圧） 拡充 <u>最大334万円/年（高圧）</u> |

○普及啓発の取組

- ・マンション管理組合等を対象とした充電事業者各社との個別相談会：9月・翌年2月（予定）
- ・充電設備の設置に関する助言を行うマンションアドバイザーを派遣、オンライン相談会の実施
- ・マンションへの充電設備設置に特化したポータルサイトからの情報発信



3. 都の計画・補助金紹介



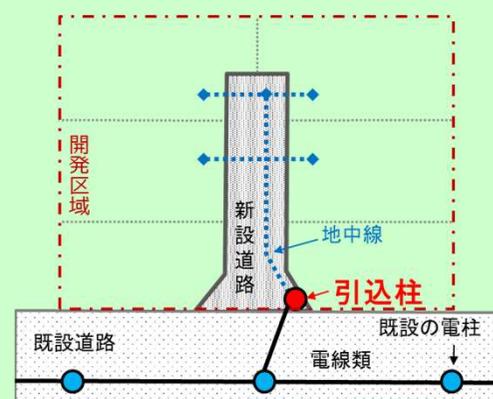
(4) 住宅市街地

事業概要

東京都では無電柱化を推進するため、都市計画法による開発許可を得て、新たに築造される道路の電線類を地中化した場合に、その事業費の一部について補助を行っている。

事業内容

- 対象事業の条件
 - ・都内で開発許可により新たに道路を築造する宅地開発
 - ※戸建て住宅に限らず、住宅を主な用途とする開発に対象を拡大
- 補助対象となる費用
 - 無電柱化の設計費・工事費（引込柱を含む）
- 補助限度額等
 - 【3,000㎡未満】 無電柱化に係る総事業費2,000万円まで
総事業費の4/5を補助
 - 【3,000㎡以上】 無電柱化に係る総事業費6,000万円まで
総事業費の2/3を補助
- 募集期間
 - 令和6年度から継続事業
- 令和6年度予定件数
 - 20件程度



引込柱（例）

| 補助対象（総事業費） | 2,000万円まで | 6,000万円まで | | | | | | | | | | | |
|------------|--|------------|---------|--------|--------|--------|--------|--|---------|---------|--------|--------|--------|
| | <table border="1"> <tr> <td>事業主 1/5</td> <td>事業主 1/3</td> </tr> <tr> <td>都費 2/5</td> <td>都費 1/3</td> </tr> <tr> <td>国費 2/5</td> <td>国費 1/3</td> </tr> </table> | 事業主 1/5 | 事業主 1/3 | 都費 2/5 | 都費 1/3 | 国費 2/5 | 国費 1/3 | <table border="1"> <tr> <td>事業主 1/5</td> <td>事業主 1/3</td> </tr> <tr> <td>都費 2/5</td> <td>都費 1/3</td> </tr> <tr> <td>国費 2/5</td> <td>国費 1/3</td> </tr> </table> | 事業主 1/5 | 事業主 1/3 | 都費 2/5 | 都費 1/3 | 国費 2/5 |
| 事業主 1/5 | 事業主 1/3 | | | | | | | | | | | | |
| 都費 2/5 | 都費 1/3 | | | | | | | | | | | | |
| 国費 2/5 | 国費 1/3 | | | | | | | | | | | | |
| 事業主 1/5 | 事業主 1/3 | | | | | | | | | | | | |
| 都費 2/5 | 都費 1/3 | | | | | | | | | | | | |
| 国費 2/5 | 国費 1/3 | | | | | | | | | | | | |
| | 【3,000㎡未満】 | 【3,000㎡以上】 | | | | | | | | | | | |
| | (電線、地上機器の費用は電線管理者負担) | | | | | | | | | | | | |

補助イメージ

3. 都の計画・補助金紹介



(5) 家電の買い替え等

家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）

拡充

環境局

1 事業概要①（令和6年9月30日までの購入分）

○省エネ性能の高い**エアコン**、**冷蔵庫**及び**給湯器**並びに**LED照明器具**へ買い替えた都民に対し、商品券等に交換可能な「東京ゼロエミポイント」を付与する事業



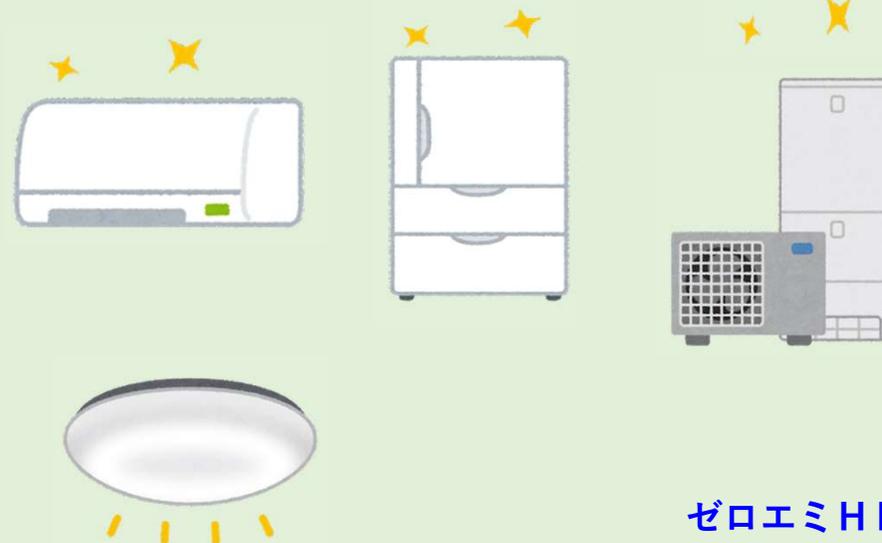
2 事業内容①（令和6年9月30日までの購入分）

申請受付期限：令和6年10月31日

※予算が無くなり次第終了

対象機器及び付与ポイント数：

- エアコン(最大23,000ポイント)
- 冷蔵庫(最大26,000ポイント)
- 給湯器(最大12,000ポイント)
- LED照明器具(対象製品のみで4,000ポイント、
取替作業費込みで6,000ポイント)



ゼロエミHP



コールセンター：0570-005-083（IP電話からのお問い合わせ：03-6634-1337）
（受付時間 9時から17時まで（ただし年末年始は除く））

家庭のゼロエミッション行動推進事業（東京ゼロエミポイント）

拡充

環境局

1 事業概要②（令和6年10月1日からの購入分）

- 省エネ性能の高い**エアコン**、**冷蔵庫**及び**給湯器**並びに**LED照明器具**への買替等を促進するため、「東京ゼロエミポイント」を付与する事業
- 令和6年10月1日購入分より店舗での値引き方式に変更及び対象を拡充**



2 事業内容②（令和6年10月1日からの購入分）

受付期限：令和9年4月30日 ※予算が無くなり次第終了
※③については令和8年4月30日

コールセンター、HPは今後開設予定

※店舗での値引き方式は、当該事業に参加登録した家電販売事業者に限定付与されるポイント相当分を販売価格から直接値引きする方式

① 通常の見替

- エアコン(最大23,000ポイント)
- 冷蔵庫(最大26,000ポイント)
- 給湯器(一律12,000ポイント)
- LED照明器具(対象製品のみで4,000ポイント、取替作業費込みで6,000ポイント)

② 長期使用家電からの見替 **新**

- エアコン(最大70,000ポイント)
- 冷蔵庫(最大80,000ポイント)

③ 高効率な新規家電購入 **新**

- エアコン(最大10,000ポイント)
- 冷蔵庫(最大5,000ポイント)

④ 調査費用の助成 **新**

- 1台当たり5,000円
※事業者への助成

参加登録した事業者が、都民が所有する買替前機器の製造年等の調査・確認をし、②長期使用家電からの買替となった場合

家庭の節電マネジメント（デマンドレスポンス）事業

継続

環境局

事業概要

- ・電力ひっ迫の恐れがあるとき等は、アイロンなど消費電力が大きい家電の使用を控える節電行動に加えて、電化製品を使用する時間をずらすといったデマンドレスポンスの行動が重要
- ・都は、デマンドレスポンスの取組を拡大するため、需給状況に応じたタイムリーな節電要請を行う電気事業者に対し、節電に応じた家庭等の需要家に上乘せポイント付与等する取組及びそのシステム構築を補助

都民の皆様へ

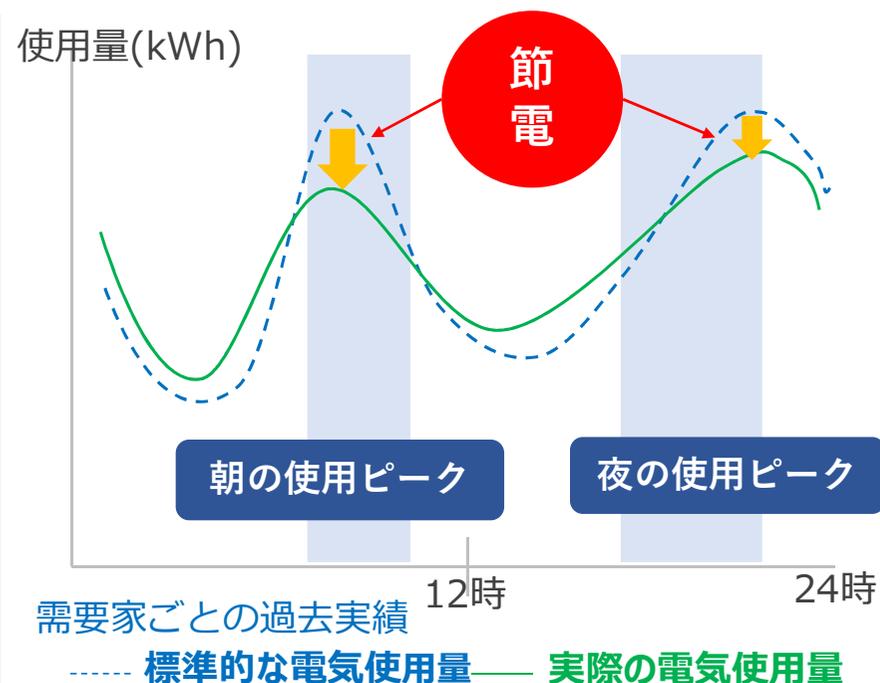
・夏季・冬季それぞれの節電キャンペーンにおいて、5日以上節電を達成したご家庭は、1,000円相当のポイント（再生可能エネルギー100%の契約等の場合は2,000円）が小売電気事業者等からもらえます。

・キャンペーンへの参加には、契約先の電気事業者が本事業に申し込んでいる必要があります。

対象となる電気事業者は以下のリンクからご確認ください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/demand_response

- ・令和6年度分の電気事業者の申請受付は令和6年2月より開始しております。



3. 都の計画・補助金紹介



(6) プラットフォーム

東京都省エネ・再エネ住宅普及促進事業補助金

継続 住宅政策本部

事業概要

プラットフォーム会員団体が行う、省エネ・再エネ住宅普及促進に要する費用の一部を補助

事業内容

※営利を主目的とする事業は対象外

- 補助対象：右表
- 補助率：2/3
- 補助上限額：3,500千円
- 申請期間：令和6年4月1日受付開始
- *申請から交付決定まで1～2週間程度

| 補助事業 | 対象事業（例） | 対象経費（例） |
|---------|-------------------------------|---|
| 普及啓発 | ・セミナー開催 ・パンフレット作成 ・HP作成 | ・セミナー開催に要する費用 （講師謝礼・会場借上げ、資料印刷費） ・パンフレット作成に要する費用 ・HP作成に要する費用 |
| 相談窓口等設置 | ・相談窓口の設置 ・研修会開催 | ・相談窓口の設置に要する初期費用 （備品の購入費） ・研修会開催に要する費用 |
| 技術力向上 | ・技術支援講習会 （施工技術、省エネ計算） | ・技術支援講習会に要する費用 （講師謝礼・会場借上げ、資料印刷費） |

「申請手続きの流れ」



※補助対象経費の変更等が生じた場合は速やかに変更申請要

「お問合せ先」

東京都住宅政策本部民間住宅部計画課

（プラットフォーム事務局）

電話：03-5320-5458

MAIL：S1090501@section.metro.tokyo.jp

「補助金HP」



活用事例

①普及啓発事業（一般都民に対して行う事業）

・セミナー開催経費

外部講師の講演料、チラシ・リーフレット制作/印刷、
配布資料作成/印刷、WEB受講者向け配布資料送料、月刊誌への折り込み、動画作成/HP更新

・イベント開催経費

チラシ・ポスター・リーフレット・パンフレット制作/印刷、
展示パネル作成、会場借上費、会場設営・運営・撤去費（外注運営スタッフ等）、
イベント参加者配布用グッズ製作、断熱診断/改修提案作成

②相談窓口等設置事業（一般都民に対して行う事業）

既設HPの相談窓口の更新、問合せメールアドレスの追加、HPでのチャットボット機能の追加など

③技術力向上事業（都内の工務店・建築士等に対して行う事業）

・技術セミナー開催経費

外部講師の講演料、会場借上費、開催案内のチラシ制作/印刷、DM発送費用、
セミナー動画制作/HP更新

4. 事務局からの連絡 ・ 活動予定（年間計画）



- 連絡協議会（全住宅関係団体参加）：情報発信/共有（都の施策、補助金、団体活動など）
- 分科会（活動テーマ毎の希望団体参加）：課題を協議し連絡協議会で共有

| | 令和6年 4月～6月 | 7月～9月 | 10～12月 | 令和7年 1月～3月 |
|--------|---|---|---|--|
| 会議体 | <ul style="list-style-type: none"> ●（第1回）連絡協議会 都の計画・補助金等 5/17(金)13:30～ 第一庁舎5階大会議場 ●庁内連絡会 4/11 | <ul style="list-style-type: none"> ●（第1回）分科会 (テーマ案) 普及啓発の取組 ●（第2回）分科会 | <ul style="list-style-type: none"> ●（第2回）連絡協議会 都の計画・補助金等、団体の活動の紹介 ●（第3回）分科会 | <ul style="list-style-type: none"> ●（第3回）連絡協議会 都の計画・補助金等、団体の活動の紹介 ●（第4回）分科会 ●（第4回）連絡協議会 都の予算の紹介 2/10(月)予定 第一庁舎5階大会議場 |
| 主な活動内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ運用（団体活動、省エネ・再エネリフォーム事例、住宅関連補助金等事例 等紹介） ・メルマガ配信（概ね月1回） | | | |
| | <ul style="list-style-type: none"> 普及促進事業補助金 ⇒4/1申請受付開始 | | <ul style="list-style-type: none"> 各団体：普及啓発、相談窓口の設置、技術力向上に関する取組支援（各2/3、350万円限度） | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> 冬季の省エネ 普及啓発 ●住まいに役立つ情報展2024 ●省エネ・再エネ住宅普及啓発イベント | |

4. 事務局からの連絡・活動予定（分科会）



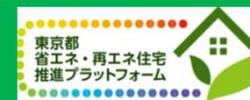
令和6年度 分科会で取り上げるテーマの候補

- ・ 令和5年度分科会で整理した課題から抽出したテーマ
 - ⇒ **消費者の認知度向上のための普及啓発（第1回分科会予定）**
 - ・ リフォームの施工事業者の技術力向上支援
 - ・ リフォームでの使いやすい補助事業検討と情報発信
- ・ 令和5年度第4回でいただいたご意見に係るテーマ
 - ⇒ リフォーム事業者を探すための方策 等
- ・ 令和7年度に施行される改正建築物省エネ法/改正建築基準法に伴うトピック的なテーマ
 - ⇒ 建築物省エネ法改正に関するアンケート（令和6年4月実施）結果に係る対応
- ・ 会員の方々のご意見・要望によるテーマ

（参考）令和5年度

- ・ 第1、2回：省エネ・再エネ住宅普及についてカテゴリーごとの課題整理と意見交換
- ・ 第3回：木材利用拡大によるCO2削減について（会員の方々からのご要望）
- ・ 第4回：省エネ・再エネ戸建住宅の耐震について（ // ）

4. 事務局からの連絡・活動予定（ホームページ等）



東京都 省エネ・再エネ住宅推進プラットフォーム 活動内容

団体の活動紹介

- [2023.12.01] NPO法人 建築技術支援協会／ツーバイフォー建築における国産材活用協議会 (PDF 316KB)
- [2023.12.01] 一般社団法人 日本木造分譲住宅協会 (PDF 4.54MB)
- [2023.11.10] NPO法人 建築技術支援協会 (PDF 1.36MB)
- [2023.09.01] 一般社団法人 発泡プラスチック建築技術協会 (PDF 4MB)
- [2023.07.24] 一般社団法人 建築開口部協会 (PDF 2MB)
- [2023.06.30] 一般社団法人 ZEH推進協議会 (PDF 4MB)
- [2023.03.03] NPO法人 日本外断熱協会／建築ファサード燃えひろがり抑制研究会 (PDF 4MB)
- [2023.02.27] 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 (PDF 3MB)
- [2023.02.27] 日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 (PDF 6MB)
- [2023.02.27] NPO法人 耐震総合安全機構 (PDF 4MB)
- [2023.02.10] 一般社団法人 JBN・全国工務店協会 (PDF 4MB)
- [2022.12.16] 一般社団法人 リノベーション協議会 (PDF 3MB)
- [2022.11.28] 断熱建材協議会 (PDF 6MB)
- [2022.11.28] 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会 (PDF 3MB)
- [2022.11.28] NPO法人 日本外断熱協会 (PDF 4MB)
- [2022.11.18] 一般社団法人 太陽光発電協会 (PDF 3MB)
- [2022.11.18] 一般社団法人 ソーラーシステム振興協会 (PDF 4MB)
- [2022.11.18] 一般社団法人 地中熱利用促進協会 (PDF 4MB)
- [2022.09.16] 一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会 (PDF 4MB)
- [2022.09.16] 一般社団法人 ステキ信頼リフォーム推進協会 (PDF 5MB)
- [2022.09.16] 一般社団法人 マンション計画修繕施工協会 (PDF 2MB)



省エネ・再エネリフォーム事例

省エネ・再エネリフォーム事例として、設備や施工のポイントなどを掲載しております。
戸建住宅3件、集合住宅3件の事例を掲載していますので、スライダーを操作のうえご覧ください。



集合住宅-01

省エネ

高断熱・高気密・高機能換気システム・
高効率エアコンを備えた
省エネリフォーム



戸建住宅-02

省エネ 遮音 耐震 補助金

旧耐震(昭和52年築)の戸建てに対し大幅
な耐震性能、断熱性能の向上を行った
リノベーション



集合住宅-02

省エネ

「エアコン・全熱交換器のIoT連携システム」
を取り入れ
アプリによる省エネの見える化を実現

プラットフォームウェブサイトに関する

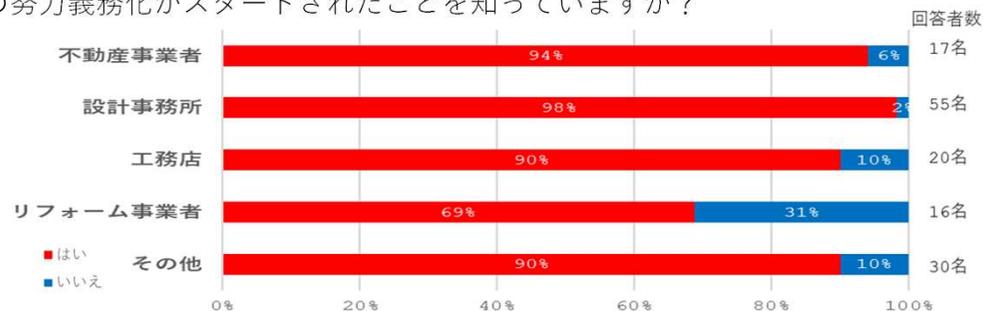
- ・会員団体へのアンケート調査
- ・会員団体の活動紹介やリフォーム事例紹介の協力をよろしくお願いいたします。

4. 事務局からの連絡

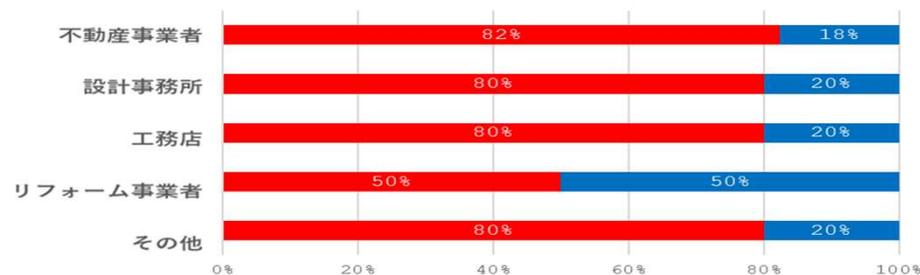
(参考) 建築物省エネ法改正に関するアンケート



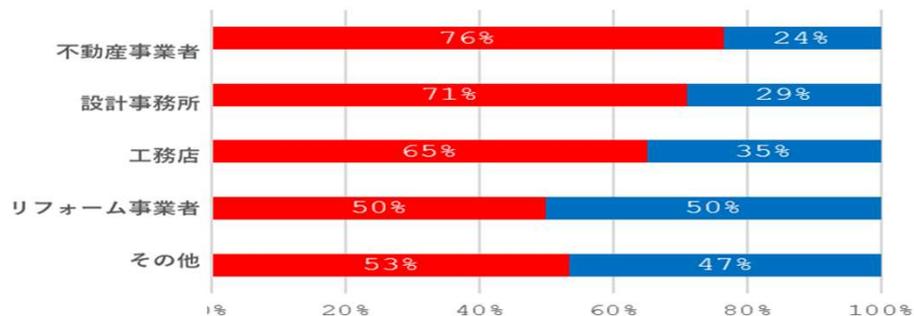
①2024年4月より、建築物省エネ法改正の一部が施行され、省エネ性能表示の努力義務化がスタートされたことを知っていますか？



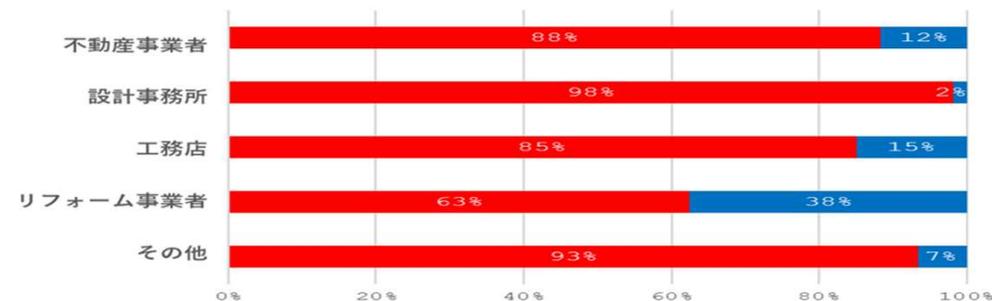
②販売・賃貸事業者（売主、貸主、サブリース事業者含む）に省エネ性能表示の努力義務が課せられていることを知っていますか？



③省エネ性能表示に対して、その対応は可能でしょうか？



④建築物省エネ法の改正に伴い、2025年より新築住宅においても省エネ基準が適合義務化されることや、将来的には基準強化が予定されていることを知っていますか？



「いいえ」の主な回答理由

【建て主による】

- ・お施主様の（その分のコストアップの）理解が進んでいない
- ・お施主様の負担が大きいため
- ・建て主を含め、広く認知して頂く為の努力が更に必要と思われます
- ・建設コストを抑えるために、省エネ性能を下げているため

【体制による】

- ・体制が整っていない
- ・人員不足
- ・設計時の対応は多忙なため
- ・内容が多岐に渡りなかなか対応が難しい
- ・外部委託に頼るしかない
- ・業務負担増になるため

【情報不足による】

- ・内容が把握できていないため
- ・勉強不足
- ・講習を開催していただくと非常に助かります
- ・社員の知識不足
- ・どのようにすればよいかわからない

5 参加者交流



- 交流を希望した団体及び指名された団体

参加交流を希望した団体は、希望団体へお声掛けください
希望された団体は、自席にてお待ちください

- その他の団体

15:30まで会場を開放いたします
ご自由に交流ください